

農林中央金庫法の一部を改正する法律の概要

I 背景

- 農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、**農業分野の資金需要は拡大している状況**
- さらに、今後、**地域計画に位置付けられた者を中心に地域の農地の受皿となる担い手の規模拡大や事業多角化等に伴う資金需要が一層拡大する見込み**
- このため、**民間資金の更なる活用を促進する必要がある**、民間農業融資の大部分を担う農協系統、とりわけ、**農林中金の農林水産業向け金融(融資・出資)を促進することが重要**
- また、令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、「**民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件となるよう、在り方を検討する**」とされたところ

▶ 1 経営体当たりの経営面積・飼養頭数

	1990年		2025年	
田	91 a		269 a	2.9 倍
畑	64 a		277 a	4.3 倍
乳用牛	33 頭		114 頭	3.5 倍
肉用牛	12 頭		76 頭	6.6 倍
養豚	272 頭		2,811 頭	10.3 倍

出典：農林業センサス、畜産統計調査（豚は2024年）を用いて算出

▶ 1 経営体当たりの借入額（1990年=100）

1990年		2023年
100		1,006

出典：農業経営統計調査における1経営体当たりの短期及び長期借入金から算出

II 法律の概要

1 農林中金の目的及び業務の見直し

農林中金の目的を見直し、現行の農協等の協同組織のために金融の円滑を図ることに加え、その構成員（農林水産業者）のために金融の円滑を図ることを追加。（第1条関係）

現在は任意業務とされている会員の構成員（農林水産業者）向けの融資等を必須業務に追加。当該業務を営むに当たっては、**会員（農協等）が構成員（農林水産業者）のために行う事業を補完することにより構成員の事業の発展を図ることを旨とするものとする。**

（第54条及び第55条の2関係）

2 農林中金の出資手続の緩和

農林中金が一定の基準に適合する場合、**地域の農林水産業の発展に資する会社の10%超50%以下の議決権の保有については、主務大臣の認可を不要とし、事前届出とする。**

（第72条関係）

3 農林中金の理事の兼職・兼業制限の緩和

外部の専門人材の理事への登用が可能となるよう、**外部理事を兼職・兼業規制の対象から外すほか、所要の規定（責任限定契約の締結、競業取引に係る経営管理委員会の承認等）を整備。**

（第24条の5、第30条、第34条及び第42条関係）

III 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
ただし上記3は公布の日の翌日

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の概要

I 背景

- 農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、**農業分野の資金需要は拡大**している状況
- さらに、**今後、地域計画に位置付けられた者を中心に**地域の農地の受皿となる**担い手の規模拡大や事業多角化**等に伴う**資金需要が一層拡大**する見込み
- このため、民間資金の更なる活用を促進するとともに、**民間金融機関**が取り扱う**長期・低利の制度資金**である**農業近代化資金**について、こうした資金需要の拡大に対応し得るよう、**貸付条件を見直す必要**
- また、令和7年4月に閣議決定された「**食料・農業・農村基本計画**」においても、「民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う**制度資金**について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件となるよう、**在り方を検討する**」とされたところ

▶ 1経営体当たりの経営面積・飼養頭数

	1990年		2025年	
田	91 a		269 a	2.9 倍
畑	64 a		277 a	4.3 倍
乳用牛	33 頭		114 頭	3.5 倍
肉用牛	12 頭		76 頭	6.6 倍
養豚	272 頭		2,811 頭	10.3 倍

出典：農林業センサス、畜産統計調査（豚は2024年）を用いて算出

▶ 1経営体当たりの借入額（1990年＝100）

1990年		2023年
100		1,006

出典：農業経営統計調査における1経営体当たりの短期及び長期借入金から算出

II 法律の概要

- 1 **民間金融機関**が取り扱う**長期・低利の制度資金**である**農業近代化資金**について、**農業者の資金需要の拡大等に対応できるよう、貸付上限額を引上げ**（第2条第3項関係）

（1）個人：4,000万円の範囲内で政令で定める額※以内

※ 政令で上限額を1,800万円と規定

→ **2億円**の範囲内で政令で定める額以内

（2）法人等：2億円以内

→ **7億円**以内

- 2 貸付対象者に**農林中金が主たる出資者等となっている法人等**を追加（第2条第1項関係）

III 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日